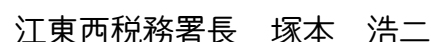
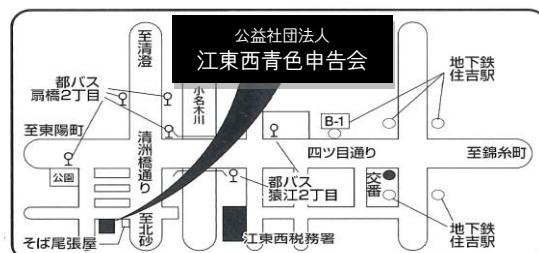


1111



青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

新年のご挨拶



公益社団法人江東西青色申告会
会長 福與 公秀

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、ご健勝にて平成26年の新春をお迎えになられましたこと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は会事業活動にご参加、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。本年も昨年同様よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年は4月1日に公益社団法人江東西青色申告会として再出発した一年でした。

振り返ってみると、公益社団法人として、会員皆様・地域住民の皆様に、十分な公益活動・行動を示すことが出来なかったのではないかと反省をしております。

平成24年8月10日「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の改正により、消費税率が17年ぶりに引上げになり、平成26年4月1日より8%に、平成27年10月1日より10%への引き上げが予定されています。また、同時に相続税、贈与税も改正されております。平成25年12月12日に平成26年度税制改正大綱が発表され、12月24日に閣議決定されましたことはご承知の通りです。

平成25年分確定申告終了後、ゆっくりしている時間がありません。消費税はもちろんの事、相続税、贈与税、所得税の改正について一緒に、それぞれの適用年月をみながら学習していきましょう。特に消費税申告者の方には、本年中間決算を実施するようお勧めいたします。

末筆ではございますが、今後さらなる会員サービスの向上と会員増強に会員の皆様のご協力とご支援をお願い申し上げるとともに、皆様益々のご事業のご繁栄とご健康を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年賀詞交歓会のご案内

本年度より会員個々の親睦をはかるとともに、この一年の活動の予定や抱負を語り合う会として、新年賀詞交歓会を開催する運びとなりました。新年を迎えご多忙中とは存じますが、皆様お誘い合わせの上是非ご出席ください。

日 時 平成26年1月27日（月）午後5時開会（受付開始4時30分）

場 所 「森下文化センター」4F レクホール 東京都江東区森下3-12-17

会 費 お一人 4,000円（当日ご持参ください）

その他 1月21日以降のキャンセルにつきましては、キャンセル料として1,000円を申し受けます。予めご了承ください。

お申込みは青色申告会03-3649-4178まで

平成25年分決算・確定申告相談会

平成26年1月22日（水）から3月17日（月）【土日祝日除く】
9時・10時・11時・1時・2時・3時・4時・5時

* 指定日（2月16日・23日・3月2日・9日）は休日相談をいたしますので予約できます。

平成26年1月10日（金）午前10時より電話予約開始です。
03-3649-4178

決算確定・消費税の申告書控え		過去2年分（事務局に預けている方は結構です）
税務署から送られた書類等 （未着の場合不要） 税務署より1月下旬ごろ発送予定		昨年 e-Tax をご利用の方→ 確定申告のお知らせハガキ・お知らせ封書 ご利用がない・新規の方→確定申告書類 一式
本年度の帳簿・集計表等、複式簿記の方は元帳・試算表・記帳データ等		売上・経費のわかるもの 本年中に30万円以上の器具・備品・車両等の購入・下取りがあった方は明細書等 固定資産税、光熱費等の按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用する源泉徴収簿
源泉徴収票		国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票（一月下旬ごろ） 俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、給与所得の源泉徴収票 等
支払調書		支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、支払調書
生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方		保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です。 （支払金額・既払保険料（掛金）・源泉徴収税額等が記載）
所得控除関係書類	医療費控除	本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書（コピー不可）。 高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がわかるもの。
	社会保険料控除	*国民健康保険を支払っている方は、1月から12月中に支払った合計額 休日来所の方は、保険料等年間支払金額の確認は、区役所が休みの為できません。 不明の方は必ず事前に係へ問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。 *国民年金・国民年金基金を支払っている方は、控除証明書。 11月頃日本年金機構から送付されています。 *介護保険料を支払っている方は、平成24年1月から12月中に支払った合計額 *年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書（11月下旬頃送付）
	生命保険料控除	生命保険（一般・個人年金・介護用）控除証明書（源泉徴収票に記載されている場合は添付不要）
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書（源泉徴収票に記載されている場合は添付不要）
	寄付金控除	「寄付金（税額）控除のための領収証」適用下限額が2,000円。
	配偶者・配偶者特別控除	本年中の収入がわかるもの
	扶養控除	控除対象者のお名前・生年月日、別居している方は住所。
税額控除	住宅借入金等特別控除	前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 が必要です。本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要となります。事前にお問い合わせ下さい。
ご自身の電子証明書で e-Tax 送信する方 前号会報に誤りがありましたので、訂正しお詫び申し上げます。 特別控除は平成25年3月15日の適用期限をもって廃止されました。		・新規に e-Tax を利用される方は事前に利用開始手続き、電子証明書を組み込んだ住民基本台帳カードが必要です。事前にお問い合わせ下さい。 ・昨年より引き続き利用する方は、住民基本台帳カードとパスワード・利用者識別番号が記載された用紙をお持ち下さい。 ・電子証明書の有効期限は電子証明書発行日から3年間です。住基カードの有効期限とは異なります。期限切れにご注意下さい。
印鑑		認印で結構です。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています



平成三六年 新春御挨拶



謹んで新年の御祝辞を申し上げます。
会員の皆様には幸多き新春を迎えられたこととお喜び申し上げます。
平素より青年部の活動に御理解と御協力を賜り感謝いたしております。

本年も昨年同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人に移行して2年目となる本年は公益の重要性を認識し青年部活動に生かしていきたいと考えております。

また今年は役員改選の年ですが、あと一期現体制での活動を考えております。増々の御協力を宜しくお願い致します。

当部の規約として「個人企業及び企業後継者養成の為、研修並びに部員相互の親睦をはかり本会事業を支援することを目的とする」とうたわれております。昨年も今までに扱った事のない企画を沢山実行する事ができました。

本年も青年部に対し要望事項がありましたら、キタンのない意見をお待ち致しております。

親会の賀詞交歓会が1月27日（月）に開催されます。青年部としては、そちらに集中参加する事で親会・賀詞交歓会を盛り上げたいと思います。毎年1月に開催していた青年部・新年会は中止させていただきます。

本年も女性部、青年部と一緒に勉強し、企画し、遊び、楽しい仲間づくりを目指し親睦をはかります。

アクティブネット青年部 町野 幸史

12月の報告

税制改正勉強会

11日 水曜日 江東西青色会館 3階
新しく改正された

- ・上場株式等を譲渡（株式売却）した場合の税率が（平成26年1月1日以降）
10% → 20% に戻る。
- ・消費税表示は総額表示義務があるが今回の消費税アップで、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間に「特例措置」が置かれた。
一例として

〇〇〇円（税抜価格） 〇〇〇円（税別）
〇〇〇円（本体価格）
〇〇〇円 + 税 〇〇〇円 + 消費税

など、実用的な勉強会でした。

青年部 忘年会

兼 第四ブロック会議

19日 木曜日 パル・ポルテーニョ

総勢25名、店いっぱいの人々で行われました。飛び入りで秋元 司 衆議院議員の秘書もみえられ、いろいろな意見交換も出来ました。

スケジュール表

1月	10日 (金)	第五回 正副部長会議 江東西青色会館 3階 18:30~
	27日 (月)	親会 新年賀詞交歓会 森下文化センター 4階 16:30 受付開始 17:00 開 演
2月	12日	第五回 事業委員会
2月17~ 3月17日		平成25年分確定申告
3月	21日	第六回 事業委員会
	27日	上期反省会

青年部では部員を募集しています。
青色申告の普及や街の発展、事業拡大に役立つ企画をしてみませんか？
一緒に行事・勉強会を創りあげて頂く人を募集しています。
質問でも構いません。一度ご連絡を！！

(公社) 江東西青色申告会
03-3649-4178

又は
青年部 副部長 和泉
090-5551-5397